

平成25年第1回瑞穂市議会臨時会会議録（第1号）

平成25年4月26日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第1号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第6 承認第2号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について
- 日程第7 農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀	孝正	副	市	長	奥	田	尚道				
教	育	長	横	山	博	信	企	画	部	長	森	和	之

総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	白河忠良	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	泉大作
書記	今木浩靖		

開会及び開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

特に執行部の方、大変お待たせいたしました、まことにすいませんでした。

それでは、ただいまから平成25年第1回瑞穂市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（藤橋礼治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によりまして、議席番号17番 星川睦枝君と1番の堀武君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（藤橋礼治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日だけの1日間にしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日だけの1日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

6件報告します。

まず5件について、議会事務局長より報告をいたします。

局長、お願いします。

議会事務局長（田宮康弘君） 皆さん、改めましておはようございます。

議長にかわりまして、5件報告します。少し長くなりますが、よろしく願いいたします。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は平成25年2月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から4件受けております。

まず1件目として、平成24年11月21日に税務課を対象に実施されました。

財務について、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

徴収事務について、一般に徴収事務は、歳入管理事務と滞納整理事務に大別できるとされている。当市においては、両方の事務を徴収専門官を含め4名で行っている。市税は歳入の基幹をなしていることは言うまでもなく、増収が期待できない厳しい状況においては、いかに収入未済額（不納欠損）を削減して財源を確保するかが最重要課題である。

そこで、当市においては、市税のほか、国民健康保険税及び税外収入金の収納率向上に向けた取り組みを推進する瑞穂市市税等収納対策推進プロジェクトチームが設置され、徴収担当は中心的役割を果たしている。

以上のことから、徴収担当は、滞納整理に関する法律を熟知しているとともに、滞納者へ折衝に当たる能力も求められ、経験年数も必要と考える。現在、県の税務課へ派遣して人材育成を図っているが、その育成が十分に生かせるように、また収納率の向上のためにも、収納事務体制をいま一度検討いただきたい。

滞納処分の執行停止について、地方税法第15条の7に規定の要件に基づき1人別調書を作成し、決済をとって適正に処理されていた。ただし、年度別に調書だけをまとめて保管されていた。滞納整理カードや、瑞穂市市税不納欠損処分取扱規程第5条の証明書等、滞納処分に関する書類は、滞納者別にまとめて一緒に保管すべきである。

消滅時効による不納欠損処理について、地方税の消滅時効は地方税法第18条に規定されており、法定納期限の翌日から起算することになっている。納期については条例で定められており、消滅時効による不納欠損処分は本来納期ごとに処理されるべきと考えるが、現状は年度末に1回の処理となっている。処理件数が多いため、かえって効率的ではなくなるのかもしれないが、納期ごとに処理をしている部署もあるので、一度検討を願いたい。

次に2件目として、平成24年12月19日に商工農政課を対象に実施されました。

財務について、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

みずほふれあいフェスタ2012事業委託について、みずほふれあいフェスタ2012事業（以下「フェスタ」という。）を効果的かつ効率的に推進する目的で、みずほふれあいフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が組織されている。13名の委員と5名の事務局員で構成されており、そのうち委員5名（うち1名は市長）と事務局員3名は市職員である。

そもそもフェスタを委託している実行委員会のメンバーに市長及び市職員が加わるのが妥当かどうか、企画運営体制について検討いただきたい。

市は、フェスタの実施運営を実行委員会に委託しているので、市職員は地方公務員法第35条の規定に基づき、市長の承認を得て職務に専念する義務を免除されなければ従事できないはずであるが、その手続はとられていない。また、実行委員のほかに、勤務時間中にフェスタの準

備等に携わっている市職員もいるが、同様の手続がとられていないので是正すべきである。

委託料の概算払いについて、地方公共団体の支出は、原則として債務金額が確立し、支払いの期限が到来しており、支出の相手方が正当な債権者である場合に行うこととされている。概算払いはその特例で、債務者は確定しているが、債務金額が未確定の場合に、その債務金額の確定前に概算をもって支出することをいう。瑞穂市会計規則は、地方自治法施行令第162条第1項第6号の規定による経費として、委託料を概算払いできるとしている。しかし、これはあくまでも経費の性質上、概算払いでなければ事務の取り扱いに支障を及ぼすような経費についてであり、フェスタの場合は概算払いをしなければならない正当な理由は見当たらない。契約書の仕様書には「予算案により概算払いする」と記載されているが、そのようなアバウトな金額が契約金額であるべきではないし、そもそも予算案は、市職員の加わった実行委員会で作成されているわけであり、市の予算を積算した者がフェスタの予算に携わることで理解不能である。

概算払いのため精算があるわけであるが、仕様書は事業報告書と収支報告書の提出をあわせ精算することとしている。収支報告書の収入には、市からの委託料のほか協賛金50万円、出店料17万円、預金利子111円があり、単純に収入合計から支出合計を差し引いた額を変更契約して精算していると思えない。実行委員会に精算の内訳を明確に求めるべきである。

また、仕様書には委託料以外の収入については何も記載がされていないので、収入を認めるのであれば、その旨を記載すべきであるし、担当課は委託料のみに対する予算書・決算書を求めるべきである。

会計処理について、実行委員会に会計の役職を任命されている委員がいるにもかかわらず、フェスタの会計は事務局である商工農政課職員が担当している。市職員として委託料を保管することは、地方自治法第235条の4第2項に抵触するので是正すべきである。私人の立場で引き受けることは可能かもしれないが、好ましいことではない。また、支出伝票の決裁欄に市役所の欄が設けてあり、職員数名が押印しているが適切ではない。訂正すべきである。

会場借り上げについて、契約内容である仕様書には、会場の借り上げは実行委員会が行うことになっているが、巢南公民館の利用申請許可を商工農政課長名で得ており、契約内容に反する。次回からは、契約内容どおりに履行されたい。

また、使用料は無料となっているが、巢南庁舎駐車場を初め、会場として利用した施設が無料で妥当かどうか検討されたい。

業務委託について、フェスタは、産業振興を含め瑞穂市のよさを発掘し、笑顔あふれるまちにするため、瑞穂市にまつわる多くの市民、団体、事業所などから参加をいただき、交流を通じてお互いに理解を深め一体感をつくるとともに、瑞穂市の魅力を市内外にPRすることを趣旨に、今年度は11月3日、4日の両日に巢南庁舎周辺で開催された。

そもそも、フェスタの予算は、瑞穂市合併の平成15年度、16年度は補助金であったものが、平成17年度から委託料に変更されており、その経緯は定かでない。

業務委託をするメリットとしては、経費の節減、事務処理の迅速化・効率化、専門家の高度な知識・技術等の活用、行政サービスの質の向上が一般的に上げられる。

現在、フェスタ事業を効果的、かつ効率的に推進する目的で設置された実行委員会と、地方自治法施行令第167条の2第2号規定を適用して随意契約をしているが、18名で構成された任意団体に945万円の事業委託は果たして適正なのか疑問である。競争入札で委託したほうが効率が上がるのではないかと考える。

また、表向きは実行委員会が主催となっているが、実際のところは担当課を中心に市が実施しているのと変わらない。実施に当たり、市民に参加をいただくことは必要であるが、メリットがないのであれば委託すべきではないと考える。今後も委託するのであれば、委託内容、実施方法を十分に検討いただき、担当課においては、実行委員と市職員の立場を混同しないよう注意されたい。

次に3件目として、平成25年1月31日に穂積保育所を対象に実施されました。

財務について、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

保育料の収入未済を確認したところ、平成25年1月22日現在で全保育所合計で896万2,850円あり、そのうち穂積保育所は、平成21年度から24年度までの合計で44万9,600円である。平成22年度以降は、児童が現在も通所している可能性がある。瑞穂市の場合、保育所への児童の送迎は保護者が行っていることから、保護者と接する機会のある保育所職員（所長・保育士）にも協力を求め、送迎の機会を活用して収入確保の努力をお願いしたい。平成21年度については、教育委員会のほうで努力されたい。

医薬品について、内服薬はなく、外服薬のみ備えられていた。ただ、使用期限が切れているものがあつたので、買いかえておくべきである。

施設について、市は保育所北側の水路を挟んで公園用地を取得している。まだ未整備なので、整備される際には保育所児童が手軽に利用できるように、保育所から直接公園に行けるよう、担当課と協議いただきたい。

建物について、小中学校等施設維持管理計画によれば、ほぼ時を同じくして建てられた牛牧第一保育所は、平成26年度に建てかえ時期とされているのに対し、穂積保育所は長寿命化を図って、平成39年度までの15年間、現在の建物を利用する計画となっている。宅地化が進む当地域において入所児童数の増加が見込めないとのことであるが、施設の老朽化も一つの原因ではないかと考えられる。しかも、昨年6月には給食車搬入口から落下する事故が発生し、再発防止策にも満足できない状態にある。また、災害時には避難所として利用しなければならないことから、建てかえを検討いただきたい。

次に4件目として、平成25年2月19日に牛牧小学校を対象に実施されました。

備品と消耗品について、今年度より備品の定義が見直され、使用期限3年以上、取得価格3万円以上が原則とされた。CDラジカセを、この原則に基づき消耗品で購入しているが、昨年度9,345円で購入したCDラジカセは備品台帳に記載されており、矛盾している。また、1台9,765円のデジタルカメラを2台購入しているが、予算が備品購入費で計上してあったため、備品として購入している。これも矛盾しているので、統一を図るべきである。

瑞穂市立小中学校管理規則第33条の監査について、瑞穂市立小中学校管理規則第32条には、校長は、瑞穂市会計規則により学校予算を適正に執行しなければならない。同条33条には、校長は、予算の執行及び会計事務について監査を受けなければならないと規定されている。教育委員会は、学習費や積立金といった学校徴収金の会計事務は監査しているが、一般会計は執行については監査をしていない。学校における一般会計の監査事務は県費負担の事務職員が行っているため、事務処理の周知徹底を図っているとはいえ、適正な執行を監査するべきである。

理科準備室薬品について、理科準備室は3階に第1準備室、4階に第2準備室と2部屋あった。第1準備室の薬品戸棚は耐震対策がされてなく、発災の際には倒壊するので、至急対応すべきである。

第2準備室の薬品整理箱の中には、乾いた砂を入れて容器の下を埋めて、細心の転倒防止を施している薬品があった。反面、両室ともに薬品収納箱に収納されていない薬品もあったので、薬品整理箱で収納して、転倒防止を図れないか検討いただきたい。

灯油保管庫について、コンクリートブロックづくりの灯油保管庫があり、中のポリ缶は側面に固定されていた棚ではなく、児童用の机の上に保管されていた。転倒防止には十分注意いただきたい。また、壁面の湿っているところがあったので、水漏れしていないか確認して対応いただきたい。

学校給食費について、12月末現在で平成21年度の未納が1万1,280円、平成22年度が28万6,380円、平成23年度が25万9,270円となっている。校長先生によれば、牛牧小学校においては学校徴収費の未納は極めて少ないということなので、給食費の未納解消にも、これまでの以上の協力をお願いしたい。

3件目は、地方自治法第199条第2項の規定による行政監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。

監査は、文具用品の購入等について行われました。

監査の結果、文具用品について、瑞穂市会計規則では、物品を備品、消耗品、動物に分類しているだけで、消耗品は備品、動物以外の物品と定義されているにすぎない。そのため、今回の調査でも、各部署とも文具用品に対する明確な見解はないようであった。また、文具用品に該当すると思われる物品でも、保育所や学校においては、教職員や保育士、施設で利用するも

のは文具用品で、児童・生徒が使用するものは各種消耗機材になっている。さらに、同じ物品でも、ある部署では文具用品として購入しているが、他の部署では各種消耗機材として購入しているなど職員の認識にもずれがあり、実際のところは不明瞭である。

このような現状を踏まえて、まずは説明レベルでの予算が必要なのか検討されたい。必要とした場合、文具用品については、他の自治体においては物品規則を定めて品目を定めているところもあるので、できる限り明確にして周知徹底を図り、費用対効果を検証できるようにされたい。

共通文具について、共通文具と呼ばれているものは、会計課と市民窓口課が在庫の状況に応じてそれぞれ発注して保管され、支払いは予算が配分されている管財情報課が行っている。その際の連携は図られていない。共通文具のリスト等はないため、同じ物品を各部署でそれぞれ購入しているケースも見受けられた。各部署の調査によると、必要時に必要数量を購入して在庫を持たないようにしているとのことであるが、年間トータルで考えると、かえって割高にもなりかねない。また、共通文具の単価契約については検討したが、安価になる等のメリットはないことから契約はされていない。まずは、現在の共通文具リストを作成して情報共有を図り、各部署で購入しないようにするとともに、必要数量を把握して、計画的かつ効率的な購入に努められたい。そして、在庫管理と予算管理の一本化を含め、共通文具の今後のあり方を検討されたい。

単価契約文具用品について、単価契約を締結して供給しているものとして、 保育所文具用品、 学校文具用品、 市役所文書管理用品があった。

については、消費税込みの金額で契約していないため、平成23年度は他の物品が内税のところをわざわざ外税にして、数量によっては端数処理の関係で適正な支払いとは言えない状況であった。平成24年度は内税で是正されているが、今後は消費税込みの単価を明確にしておくべきと考える。

学校文具品については、消費税込みの単価で契約しているにもかかわらず、業者の請求書は合計金額に消費税を掛けたもので、契約どおりの支払い金額ではないことになる。是正し、適正に処理されたい。

の市役所文書管理用品については、不足する都度購入している状況で、在庫管理ができていない。単価は安くても、必要数量の把握が不十分なので、経費節約になっていない。文書分類表を参考にするのはもちろんのこと、当市が用いているファイリングシステムそのものを見直し、無駄がないか検討をするとともに、全庁的に文書管理の指導を徹底されたい。

また、学校や保育所においては、請求書の内訳を確認したところ、共通文具となり得るものも見受けられたので、単価契約できないか、検討されたい。

単価契約について、同じ文具用品でも業者が異なれば単価が異なることもあることはわかる。

しかし、同じ物品用品を、同じ業者から購入したのに、購入部署によって単価が異なる場合、購入した月によって単価が異なる場合、購入した部署によって消費税、内税か外税かが異なる場合が見受けられた。納品について確認を行うのと同様に、請求の内容についても詳細に確認の上、支払いをする体制にされたい。

消耗品出納簿について、瑞穂市会計規則第84条の規定によれば、消耗品出納簿（様式第43号）を備え、物品の出納を行ったときは、所定の事項を記載しなければならないとされている。ただし、取得後直ちに消費する物品については省略することができると規定されているため、多くの部署は備えつけておらず、経理簿で金額の把握だけをしている状況であった。

しかし、年間使用数量を把握することは次年度予算への反映はもとより、計画的かつ効率的な購入につながると考えるので、出納簿を備えつける検討をされたい。ひいては、これが共通文具の参考となり、経費節約に至るとも考える。

支払い手続について、瑞穂市契約規則取扱要領には、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律に基づき、市以外の者のなす工事の完成若しくは作業その他の役務の給付または物件の納入に対する支払い時期等が定められている。

また、瑞穂市会計規則第31条で、支払金調書は原則として支払い期日の7日前までに会計管理者に提出しなければならないとしており、毎月会計課より「支払日のお知らせ」が職員に周知されている。

平成24年4月から8月までの支出金調書は251件あり、そのうち単価契約を締結している調書が11件となっている。残りの240件のうち、請求のあったとされている支出負担行為日から15日以内に支出されていないものが95件、割合にして40%であった。さらに、95件のうち50件は学校の調書であった。ちなみに、学校の支出金調書は全部で80件であり、支払い遅延の割合は62.5%となる。

政府契約の支払い遅延防止等に関する法律の規定によれば、職員が故意、または過失により支払いを著しく遅延させたと認めるときは、職員を懲戒処分しなければならないし、遅延利息を支払わなければならない。遅延利息は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に該当するため市議会の議決を要することになる。

平成24年度8月末までの支出金調書の40%がこの法律に違反していることになると思われる。しかし、その措置がとられていないということは「支払いを著しく遅延させた」と判断していないことになる。懲戒処分や遅延利息はあってはならないことなので、細心の注意を払って法令順守するよう内部統制を強化されたい。また、出先機関などの場合はやむを得ず遅延する場合も考えられるので、「著しく遅延させた場合」を具体的にすること及び定められた時期に支払われない場合における会計管理者の拒否についても検討されたい。

結びとして、本市においては依然、厳しい財政運営が予想されることから、文具用品に関し

でも常にコスト意識を持ち、改めて地方財政法第8条に規定する「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを保管し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」との基本原則に基づき、計画的・効率的な物品管理事務の執行に努められるよう強く要望するものである。

今回の行政監査が、今後の職員の物品に対する意識向上及び適正管理につながることを期待する。

次に4件目は、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

3月28日に、同組合の平成25年第1回定例会が開催されました。

管理者から提出された議案は、平成25年度当初予算1件です。

予算案は、予算額を1億1,945万円とする内容で、24年度当初予算と比較すると558万6,000円の減、率にして4.5%の減となります。当市の負担金額は、人口割が116万3,000円で、前年度比22.3%の減になります。

当初予算について、原案のとおり可決されました。

5件目は、市議会議長会関係の報告です。

4月18日に東海市議会議長会の定期総会が岡崎市で開催され、藤橋議長、広瀬副議長、私の3人が出席しました。

総会では開会式が行われ、引き続いて表彰と会議に入り、総会では、正・副議長の職に4年以上の表彰に星川睦枝議員、小川勝範議員の表彰状が贈呈されました。また、議員15年以上の表彰として星川睦枝議員に表彰状が贈呈されておりますので、後ほど伝達を行いたいと思います。

会議では、会務報告を行った後、13議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、承認されました。

また、来年の開催都市、会長市となりますけれども、浜松市に決定されました。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） それでは、関連いたしまして6件目は、慶弔に関する事項の報告でございます。

先ほど報告しましたとおり、東海市議会議長会の定例総会におきまして、星川睦枝君、小川勝範君に表彰状が贈呈されておりますので、皆さんに御報告いたしますとともに、表彰状の伝達式を行いたいと思います。

星川睦枝君と小川勝範君は登壇してください。

〔17番 星川睦枝君登壇〕

〔16番 小川勝範君登壇〕

議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、星川睦枝様。

あなたは市議会正副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって今回表彰規程によりこれを表彰いたします。平成25年4月18日、東海市議会議長会会長・岡崎市議会議長 新海正春。以上でございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、星川睦枝様。

あなたは市議会議員の要職にあること15年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって今回表彰規程によりこれを表彰いたします。平成25年4月18日、東海市議会議長会会長 新海正春。

〔表彰状伝達〕（拍手）

議長（藤橋礼治君） 表彰状、瑞穂市、小川勝範様。

あなたは市議会正副議長の要職にあること4年、鋭意市政の発展に寄与された功績はまことに顕著であります。よって今回表彰規程によりこれを表彰いたします。平成25年4月18日、東海市議会議長会会長・岡崎市議会議長 新海正春。以上でございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔17番 星川睦枝君降壇〕

〔16番 小川勝範君降壇〕

議長（藤橋礼治君） どうもお二方、おめでとうございました。

以上で、報告しました6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

議長（藤橋礼治君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から、行政報告の申し入れがありますので、これを許可いたします。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

平成25年第1回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてであります。

平成25年第1回定例会は、去る平成25年3月19日に開催されましたので、その状況について報告をいたします。

提出しました議案は2件で、全て可決されました。

それでは、議案順にその概要を御報告いたします。

議案第1号でございます。平成24年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出それぞれ799万円減額し、総額を1,259万7,000円とするもので、主な内容としまして、歳入においては、使用料を35万円、基金繰入金を983万3,000円減額し、繰越金を219万3,000円増額するものであり、歳出においては、総務管理費を799万円減額するものでございます。

なお、平成24年度末の基金積立残高の予定額は4,883万4,000円であり、公債費の未償還額は平成24年度末で4,043万7,000円となります。

次に、議案第2号でございます。平成25年度瑞穂市・神戸町水道組合会計予算であります。

業務の予定量を給水戸数209戸として積算し、歳入歳出予算の総額を1,610万3,000円と定めるものであります。

歳入の主な内訳は、負担金185万1,000円、水道使用料605万7,000円、基金繰入金754万1,000円、前年度繰越金50万円を見込みました。

歳出の主な内訳は、議会費12万円、水質検査、水源地電気代、水源地・水道管修理代等を含めた総務費1,142万3,000円、公債費356万円を計上しました。

報告第4号でございます。平成24年度瑞穂市一般会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第212条の規定により、継続年度の終わりまで逐次繰り越しをして使用することができる継続費については、合併10周年記念事業に係る事業費720万8,000円を確定させ、平成25年度に繰り越しましたので、報告させていただくものであります。

報告第5号でございます。平成24年度瑞穂市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用する繰越明許費については、繰越額が確定し、総額2億6,536万円を平成25年度に繰り越しましたので、報告させていただくものであります。

内訳は、総務費で1件、900万円、民生費で1件、2,316万円、土木費で5件、1億5,120万円、消防費で1件、300万円、教育費で2件、7,900万円であります。

以上で、行政報告とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） これにて、行政報告は終わりました。

日程第5 承認第1号及び日程第6 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてから日程第6、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてまで一括議題といたします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ことしは例年になく桜の開花が早く、季節は新緑の初夏へと移り変わりつつありますが、我が瑞穂市はいよいよ合併10周年という記念すべき節目を迎えようとしています。

この節目を迎えるに当たりまして、市は昨年度から各種記念事業を実施してきましたが、いよいよメインイベントである「みずほ10周年祭」を来月6日に企画をいたしております。開催まであと8日となりましたが、市民参画による合併10周年記念事業実行委員会の皆様、関係各位の方々の御尽力に改めて感謝を申し上げつつ、私たちも一緒になって盛り上がっていきたいと感じる次第であります。

さて、本日、平成25年第1回瑞穂市議会臨時会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会は、4月30日満了となります農業委員会委員について、次期委員の議会推薦をいただくものでありますが、あわせて2件の専決処分につき、これを報告し、承認を求めるところであります。

それでは、専決処分の概要について御説明をさせていただきます。

承認第1号でございます、瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について及び承認第2号、瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についてであります。この2件の専決処分につきましては、いずれも地方税法の一部を改正する法律の公布により、地方税法の一部が改正されたことにより、市条例の関係部分を改正する専決処分を平成25年3月31日に行いました。よって、これを報告し、議会の承認を求めるところであります。

以上2件の承認議案につきまして御説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで提案理由の説明は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時23分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りをいたします。ただいま一括議題となっております承認第1号から承認第2号までを、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております承認第1号から承認第2号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより日程第5、承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決とあわせて採決システムを使用し、賛成、または反対のボタンを押していただくようお願いをいたします。

これから承認第1号を採決します。

承認第1号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

これより日程第6、承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

4月1日から施行されておりますので、今あえて言う必要もないのかもわかりませんが、1つだけお聞きをしておきたいと思えます。

特定世帯についての平等割2分の1軽減については、これは恒久化をすると。そして、特定継続世帯ということをして1つ起こして、それから3年間については4分の1の軽減をすると、ということですが、この法律が制定されるときに、国会の中でいろいろ議論がされたと

は思うんですけれども、これは何で5年たった後3年間の延長なのか、何で3年間なのか。そして、何で4分の1なのか、このことについて教えていただきたいと思うんです。

余り勉強していませんけど、ちらっと見ただけですけれども、ふと思うのは、特定世帯を特定継続世帯とに分けずに特定世帯のままで、ただ5年条項を削除して、75歳になる日の前日までの間にある者に広げて、そして2分の1軽減を継続するというふうなことであれば余計に助かるわけですね。その点は、どういう議論が当時なされたのか、ふと思いましたんで、答弁をお聞かせいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部兼巢南庁舎管理部長 広瀬部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

国民健康保険におきましては、先ほど説明させていただきましたように、後期高齢者制度の創設に伴いまして、従来の国民健康保険に加入していた方が、今回5年間軽減をするということを5年間スタートしたわけでございますが、今後、またその方たちが5年で切れてしまうということは、その状態が消えてしまいますので、今回、激変緩和ということで、さらに3年間、6年目から8年目までの間を特定継続世帯に対して、平等割のみ4分の1の軽減措置をするということでございます。

そういった激変の緩和策として設けられたものでございますので、御理解を願います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） そういうふうにしたということはわかっているんですね、議案を出していただいているから。

私が聞いたのは、何で3年間の延長をするんかと、5年の後ですよ。それが何で4分の1なのかと。そうせずに、特定世帯の中身を、75歳に到達する日の前日までというふうに切っちゃって、それまでは2分の1の軽減をやると。これは非常に助かるんですよ、そうするとね。それを特定世帯と、その後に特定継続世帯というふうに2つに分けちゃって、片一方は2分の1を恒久化しますよと、片一方は新たに3年間延長して4分の1にしますよということになっているわけね。

そうすると、例えば年を具体的に考える。75歳の御主人が後期高齢者に移ったと。そして、奥さんのほうが67歳とすると、67、68、69、70、71、72で5年間の2分の1軽減が終わります。そうすると、73から4分の1の3年間で、73、74、75で75を到達しました。で、後期高齢者へ移行しました。したがって、国保はさよならになりましたと、こういう流れになるんですけれども、そうしたら今度は、67歳で少なくとも4分の1まであったとしても、今度はそれが66と

か65歳とか64歳とかとなった場合に、途中で軽減が終わっちゃうわけやね、75歳になる前にね。だから、そこら辺は国会の中で、恐らく何歳がええとか、旦那の年が大体75になったときに奥さんは平均して8つぐらい違うだろうとか、いや今はそんなことはない。どえらい年の差離れておる場合もあるぞとか、だからどれぐらいがええとか、いろんな議論があったと思うんだけど、そこら辺はどういう議論があったかということ、その根拠を聞きたい。こうなりましたということは、議案が出ているからようわかった。そこをもしあれば、もうわからなきやまあい。

そういう問題意識として、我々は持つておかないとだめですよという意味で質問しているから。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、今の御指摘でございますが、端的に申し上げまして、厚生労働省のほうで御検討はされて、こういうふうな措置になったということでございます。

私どもも資料等を調べておるところでございますが、「国保実務」といった雑誌も来ておりまして、この経緯については確認をしております。

そのところによりますと、特例措置が継続されるに当たり、厚労省のほうで検討をされた結果、今申し上げました、いわゆる3年間について、今までは2分の1であったものが4分の1ということでありまして、一気に上がるのを緩和するというようなことで提案がされて、それが閣議決定されたことによりまして改正がなされたということでございます。

その4分の1がどこからの根拠かということについては、そこまでは私たちも知り得てはおりません。ただ、厚生労働省のほうでそうした御審議がなされまして、それが閣議決定されたという範疇を知っておるだけでございます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分について、本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第7 農業委員会委員の推薦について

議長（藤橋礼治君） 日程第7、農業委員の推薦についてを議題とします。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前11時35分

再開 午後1時20分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

この件につきましては、市長から、農業委員会委員の任期が4月30日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定によりまして選任したいので、学識経験を有する者を推薦願いたいとの通知がされました。

お諮りをいたします。推薦の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

お諮りをいたします。議会推薦の農業委員会委員は4人とし、青木千恵子様、市橋直子様、高田里美様、高田住代様の4名でございます。

以上、指名した方を推薦したいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議会推薦の農業委員会委員を4人とし、先ほどの方々を推薦することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立多数でございます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は4人とし、青木千恵子様、市橋直子様、高田里美様、高田住代様、以上の方を推薦することに決定をさせていただきます。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第1回瑞穂市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

閉会 午後 1 時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年4月26日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 星川 睦枝

議員 堀 武